

東京都とソウル特別市の交流・協力に関する合意書

東京都とソウル特別市は、1988年の友好都市関係締結以来築いてきた友好関係を、互いの市民にとってより実質的に役立つものとするため、下記の分野において緊密な交流・協力をを行うことに合意する。交流・協力内容の細目については別紙に定め、両都市協議の上、毎年更新することとする。

- (1) 都市の安全・安心対策
- (2) 環境対策
- (3) 福祉保健対策
- (4) オリンピック・パラリンピック、スポーツ交流
- (5) 産業・観光交流
- (6) 文化交流

両都市は、東京都政策企画局外務部とソウル特別市国際交流事業団を責任部署とし、両都市が合意した交流・協力事業の確実な推進を図る。両責任部署は、合意書事項について政策実施の責任を持つ担当部署間が、定期的に相互訪問・協議を行うよう支援する。

東京都知事とソウル特別市長は、現在の両都市の友好・協力関係をより高い次元に発展させていくために、定期的に相互訪問・協議を行うものとする。

その他、両都市は、必要に応じて関係職員の相互交流を行う。

この合意書は日本語及び韓國語によってそれぞれ二通作成され同等の効果を持ち、2014年7月23日にソウルにて締結された。両都市はそれぞれ一通を保管する。

2014年7月23日

東京都知事
舛添 要一

ソウル特別市長
朴 元淳